

【事例1】 土地(共有)を売却して譲渡益が算出されるケース

私は、共有(持分2分の1)で所有していた先祖伝来のT市××町6-8-41の宅地(実測368.70㎡、公簿350.00㎡)を、共有者とともに総額1億円で売却しました。

買主との売買契約は、平成28年7月19日に締結して、手付金として2,000万円を受領し、同年9月13日に残金8,000万円を受領するとともに、宅地を買主に引き渡しました。

また、この土地を売却する際に、仲介手数料3,304,800円、測量費205,200円及び売買契約書に貼り付けた収入印紙代30,000円がかかりました。

この代金や費用(譲渡費用)は、全て各人の持分(2分の1)に応じて受け取り又は支払っています。

私は、土地を売却(譲渡)した収入以外に、給与(収入金額670万円)があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています(詳しくは25ページ参照)。

1 「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」を作成します。

売買契約書に記載された物件の所在地を書いてください。

売却直前の現況で該当するものを ☒ チェックしてください。
該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

実測して売却した場合には、その実測面積も書いてください。

売却直前の利用状況で該当するものを ☒ チェックしてください。
該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

「売買契約日」は、売買契約書の契約年月日を書いてください。
「引き渡した日」は、通常、登記に必要な書類などを買主に交付して、最終代金を受領した日となります。

この事例のように、お売りになった土地や建物が共有だった場合には、あなたの持分と他の共有者の方の住所・氏名及び持分を書いてください。

譲渡代金の総額を書いてください。
共有の場合には、持分に応じた譲渡代金を書いてください。

手付金、残金などの別に書いてください。
譲渡代金のうち、未収金がある場合には、その未収金の総額と受取予定年月日を書いてください。

平成28年1月1日以後に転居された方は、()内に前の住所も書いてください。

1 面

あなたの
現住所(前住所) T市〇〇町8-5
電話番号(連絡先) ×××-△△△-〇〇〇〇
フリガナ トウキョウ グロウ 東京 太郎
氏名
職業 会社員
※ 譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

2 面

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 T市××町6-8-41
所在地(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)しましたか。

土地 ☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 田 ☐ 畑 (実測) 368.70㎡ (公簿等) 350.00㎡
建物 ☐ 店舗 ☐ マンション ☐ 事務所 ☐ その他

利用状況
☐ 自己の居住用(居住期間 年 月～ 年 月)
☐ 自己の事業用
☐ 貸付用
☒ 未利用
☐ その他()

売買契約日 28年7月19日
引き渡した日 28年9月13日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分	共有者の住所・氏名	共有者の持分
土地	土地	建物
1	(住所) S市××町28-1 (氏名) 東京 二郎	1/2
2	(住所) (氏名)	

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主 住所(所在地) G市△△町2-1-6
氏名(名称) ○〇土地開発(株) 職業(業種) 不動産業

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額 (100,000,000×持分2分の1) 50,000,000円

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
受領状況	28年7月19日	28年9月13日	年月日	年月日(予定)
	(20,000,000×持分2分の1) 10,000,000円	(80,000,000×持分2分の1) 40,000,000円		

お売りになった理由 ☒ 買主から頼まれたため ☐ 借入金を返済するため
☐ 他の資産を購入するため ☐ その他
☐ 事業資金を捻出するため ()

該当するものを ☒ チェックしてください。該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

【事例1】 の解説

○ この事例は、売却した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地を売却していますので、長期譲渡所得(一般分)に当たります。税金の計算の対象となる長期譲渡所得の金額は、下記の「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」で計算し、次のとおりとなります。

収入金額(譲渡価額)	取得費	譲渡費用	長期譲渡所得金額
50,000,000円	-(2,500,000円+1,770,000円)	=	45,730,000円

○ また、土地の売却などにより合計所得金額(6、9ページ参照)が1,000万円を超える場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者特別控除」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)の額は、7,056,700円となります。

購入代金や譲渡費用などを書ききれない場合には、適宜の用紙に書いていただき、この「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」に添付してください。

2 譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どこから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入価額の内訳	購入(建築)先・支払先	購入年月日	購入・建築代金又は譲渡価額の5%
土地	昭和52年相続 100,000,000×0.05	・	5,000,000円
建物		・	円
建物の構造	☐ 木造 ☐ 木骨モルタル ☐ (鉄骨)鉄筋 ☐ 金属造 ☐ その他	小計(イ)	5,000,000円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(円) 償却率 経過年数 償却費相当額(円)

標準 円×0.9× × = 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に記してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② 取得費 (イ)+(ロ)-(ハ) 円

(5,000,000×持分2分の1) 2,500,000

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に記してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先	支払年月日	支払金額
仲介手数料	S市××町10-16 △△不動産(株)	28.9.13	3,304,800円
収入印紙代		・	30,000円
測量費	T市△△町1-5 ○〇測量事務所	28.9.13	205,200円
		・	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

③ 譲渡費用 (3,540,000×持分2分の1) 1,770,000

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用文	A 収入金額(①)	B 必要経費(②+③)	C 差引金額(A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額(C-D)
短期(長期)	所・指・農	50,000,000円	4,270,000円	45,730,000円	円	45,730,000円
短期(長期)	所・指・農	円	円	円	円	円
短期(長期)	所・指・農	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

※ 租税特別措置法第35条の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

相続や贈与により取得した土地や建物をお売りになった場合には、被相続人や贈与者の購入年月日と購入価額が、この土地や建物の購入年月日と購入価額になります(34ページ参照)。

また、相続や贈与により取得した場合の登記費用なども取得費に含まれます。

なお、この事例では、先祖伝来の土地を売却していますので、購入価額は、譲渡価額の5%に満たないものとして、その取得費を譲渡価額の5%相当額(「概算取得費控除の特例」34ページ参照)で計算しています。

5%相当額の計算は、「購入(建築)先・支払先」欄を適宜使用して書いてください。

譲渡費用には、仲介手数料、測量費、売買契約書に貼り付けた収入印紙代など、譲渡のために直接要した費用を書いてください(34ページ参照)。

なお、修繕費や固定資産税など資産の維持・管理に関するものは譲渡費用に含まれません。

8ページで説明する第一表の「所得から差し引かれる金額(所得控除額)」の中には、あなたの平成28年分の合計所得金額(6、9ページ参照)に基づき、その控除額の計算及び控除の適用の可否を判定するものがあります。

この事例のように、土地や建物に係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、この「C 差引金額」欄の金額と6ページの第一表の「所得金額」「⑨合計」欄の金額の合計額になります。

二つ以上の契約がある場合には、それぞれについてこの「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」を1枚ずつ使用してください。

この場合、譲渡所得金額の合計額は、いずれか1枚に二段書きで記載してください。